

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 千代田化工建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 澁谷 省吾
(コード番号 6366 東証第 1 部)
問合せ先 総務ユニット GM 山田幸雄
(TEL 045-225-7740)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社 2014 年度定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものです。
- (2) 当社定款においては社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分発揮するとともに、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、第 28 条（取締役の責任免除等）および第 35 条（監査役の責任免除等）を規定しています。今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう第 28 条および第 35 条の規定を変更するものです。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油、ガス、石油化学、一般化学、原子力、石炭、電力、製鉄、非鉄金属、水処理、農業、食品、生化学、医薬品、医療、情報、通信、運輸、流通、備蓄、再生可能エネルギーおよび宇宙等の設備ならびに公害防止、環境改善・保全および災害防止用等の設備に関する下記の事業 (以下略) 2. 石油・天然ガスその他鉱物資源の開発 3. 都市開発および地域開発 4. 産業財産権、ノウハウ、各種ソフトウェアの取得、開発および販売 5. 石油、ガス、石炭その他燃料類およびこれらの製品・化学製品・金属製品の製造および販売 <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>6.</u> 情報処理、情報提供その他の情報通信サービス業 <u>7.</u> 不動産の売買、賃貸および管理 <u>8.</u> 旅行業、損害保険の代理業、労働者派遣業ならびに人事労務管理等の業務に関する受託および請負 <u>9.</u> 前記各号および関連する事業に対する投融資 <u>10.</u> 前記各号に付帯・関連する一切の事業 <p>第3条～第17条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～5. (現行どおり) <ol style="list-style-type: none"> <u>6.</u> 発電事業および電気の供給、販売 <u>7.</u> 情報処理、情報提供その他の情報通信サービス業 <u>8.</u> 不動産の売買、賃貸および管理 <u>9.</u> 旅行業、損害保険の代理業、労働者派遣業ならびに人事労務管理等の業務に関する受託および請負 <u>10.</u> 前記各号および関連する事業に対する投融資 <u>11.</u> 前記各号に付帯・関連する一切の事業 <p>第3条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="188 472 727 506">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p data-bbox="142 551 491 622">第18条～第27条 (省略) (取締役の責任免除等)</p> <p data-bbox="142 629 775 1021">第28条 本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を免除することができる。本会社は、<u>社外取締役</u>との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p> <p data-bbox="288 1070 628 1104">第5章 監査役、監査役会</p> <p data-bbox="142 1149 491 1220">第29条～第34条 (省略) (監査役の責任免除等)</p> <p data-bbox="142 1227 775 1619">第35条 本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を免除することができる。本会社は、<u>社外監査役</u>との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p> <p data-bbox="331 1668 587 1702">第6章 計 算</p> <p data-bbox="142 1747 491 1780">第36条～第38条 (省略)</p>	<p data-bbox="850 472 1390 506">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p data-bbox="798 551 1214 622">第18条～第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除等)</p> <p data-bbox="798 629 1445 1021">第28条 本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を免除することができる。本会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p> <p data-bbox="951 1070 1291 1104">第5章 監査役、監査役会</p> <p data-bbox="798 1149 1214 1220">第29条～第34条 (現行どおり) (監査役の責任免除等)</p> <p data-bbox="798 1227 1445 1619">第35条 本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を免除することができる。本会社は、<u>監査役</u>との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p> <p data-bbox="994 1668 1249 1702">第6章 計 算</p> <p data-bbox="798 1747 1214 1780">第36条～第38条 (現行どおり)</p>

以上